

ID: 5230

担当部署: 商工観光課

処分の概要	組合設立の認可		
法令名称 根拠条項	商店街振興組合法 第36条第1項		
法令番号	昭和37年法律第141号		
【基準】 法第36条の規定による。 (設立の認可) 第36条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を、経済産業省令で定めるところにより、行政庁に提出して、組合の設立の認可を受けなければならない。 2 行政庁は、前項の組合の設立の認可の申請が第6条及び第9条又は第11条の要件その他政令で定める要件を備えていると認めるときでなければ、認可をしてはならない。 3 行政庁は、第1項の規定による認可の申請があつたときは、遅滞なく、認可又は不認可の処分をし、当該発起人に通知しなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5231

担当部署: 商工観光課

処分の概要	総会招集の承認		
法令名 根拠条項	商店街振興組合法 第59条		
法令番号	昭和37年法律第141号		
【基準】 法第59条の規定による。 第59条 前条第2項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から10日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行なう者が不在の場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得たときも、同様とする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5232

担当部署: 商工観光課

処分の概要	定款の変更の認可		
法令名称 根拠条項	商店街振興組合法 第62条第2項		
法令番号	昭和37年法律第141号		
【基準】 法第62条の規定による。 (総会の議決事項) 第62条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。 (1) 定款の変更 (2) 規約の設定、変更又は廃止 (3) 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更 (4) 経費の賦課及び徴収の方法 (5) その他定款で定める事項 2 定款の変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 3 前項の認可については、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。 4 第1項第2号に掲げる事項の変更のうち、軽微な事項その他の経済産業省令で定める事項に係るものについては、同項の規定にかかわらず、定款で、総会の議決を経ることを要しないものとするができる。この場合においては、総会の議決を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法を定款で定めなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5233

担当部署: 商工観光課

処分の概要	余裕金運用の認可		
法令名 根拠条項	商店街振興組合法 第67条の2ただし書		
法令番号	昭和37年法律第141号		
【基準】 法第67条の2の規定による。 (余裕金運用の制限) 第67条の2 組合員(連合会にあつては、会員たる組合の組合員)の総数が第44条第5項の政令で定める基準を超える組合は、その業務上の余裕金を次の方法によるほか運用してはならない。ただし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りでない。 (1) 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会若しくは協同組合連合会で業として預金若しくは貯金の受入れをすることができるものへの預金、貯金又は金銭信託 (2) 国債、地方債又は経済産業省令で定める有価証券の取得			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5234

担当部署: 商工観光課

処分の概要	合併の認可		
法令名 根拠条項	商店街振興組合法 第73条第3項		
法令番号	昭和37年法律第141号		
【基準】 法第73条の規定による。 (合併の手續) 第73条 組合が合併するには、総会の議決を経なければならない。 2 組合の合併については、第66条並びに第67条第1項及び第2項の規定を準用する。 3 合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 4 前項の認可については、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1633

担当部署: 商工観光課

処分の概要	商店街整備計画の認定		
法令名称 根拠条項	中小小売商業振興法 第4条第1項		
法令番号	昭和48年法律第101号		
【基準】 法第4条第1項及び政令第2条の規定による。 (高度化事業計画の認定等) 第4条 商店街振興組合等(商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第9条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会をいう。)は、主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るため、商店街の区域において店舗、アーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。 (商店街整備計画の認定の基準) 第2条 法第4条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の数が経済産業省令で定める数以上であること。 (2) 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の3分の2以上が中小小売商業者又は中小サービス業者(サービス業に属する事業を主たる事業として営む者であつて、法第2条第1項第2号の2又は第3号から第5号までのいずれかに該当するものをいう。以下同じ。)であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。 (3) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。 (4) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。 (5) 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員がその店舗その他の施設を新設し、又は改造する事業にあつては、当該組合員又は所属員が新設し、又は改造する店舗その他の施設の敷地面積の合計のうち中小企業者が新設し、又は改造する店舗その他の施設に係る部分が3分の2以上であり、かつ、当該組合員又は所属員の2分の1以上(経済産業省令で定める場合にあつては、当該組合員又は所属員のうち経済産業省令で定める数以上の者)が当該事業に参加すること。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1634
 担当部署: 商工観光課

処分の概要	店舗集団化計画の認定		
法令名 根拠条項	中小小売商業振興法 第4条第2項		
法令番号	昭和48年法律第101号		
【基準】 法第4条第2項及び政令第3条の規定による。 (高度化事業計画の認定等) 第4条 2 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会は、主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るため、店舗を一の団地に集団して設置する事業(当該事業に併せてアーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業を含む。)について、店舗集団化計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該店舗集団化計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。 (店舗集団化計画の認定の基準) 第3条 法第4条第2項の政令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会(次号及び第5号において「事業協同組合等」という。)の組合員又は所属員の数を経済産業省令で定める数以上であること。 (2) 当該事業協同組合等の組合員又は所属員の3分の2以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。 (3) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。 (4) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。 (5) 当該事業協同組合等のすべての組合員又は所属員が当該団地に店舗を設置すること。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1635

担当部署: 商工観光課

処分の概要	共同店舗等整備計画の認定
法令名称 根拠条項	中小小売商業振興法 第4条第3項
法令番号	昭和48年法律第101号
【基準】 法第4条第3項及び政令第4条の規定による。 (高度化事業計画の認定等) 第4条 3 第1号又は第2号に掲げる組合は当該各号に定める事業について、第3号に掲げる中小小売商業者は、当該合併又は出資をしようとする他の中小小売商業者と共同して同号に定める事業について、第4号に掲げる会社は同号に定める事業について、それぞれ共同店舗等整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該共同店舗等整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。 (1) 事業協同組合又は事業協同小組合 中小小売商業者である組合員のための共同店舗又は休憩所、集会場その他の共同店舗と併設される施設若しくは共同店舗の設備(以下この項及び第8項において「共同店舗等」という。)の設置の事業 (2) 協業組合 組合の店舗又は休憩所、集会場その他の店舗と併設される施設若しくは店舗の設備(次号において「店舗等」という。)の設置の事業 (3) 他の中小小売商業者と合併をしようとし、又は他の中小小売商業者とともに資本金の額若しくは出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする中小小売商業者 次に掲げる事業 イ 合併又は出資により設立される小売業に属する事業を主たる事業として営む会社(合併後存続する会社を含む。)の店舗等の設置の事業 ロ 出資により設立される会社及びその会社に出資しようとする中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業 (4) 2以上の中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 当該会社及び当該会社に出資している中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業(共同店舗等整備計画の認定の基準) 第4条 法第4条第3項の政令で定める基準は、同項第1号に掲げる組合が作成する共同店舗等整備計画については、次のとおりとする。 (1) 当該組合の組合員の数を経済産業省令で定める数以上であること。 (2) 当該組合の組合員の3分の2以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。 (3) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。 (4) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。 (5) 当該組合の組合員であつて中小小売商業者であるもののすべてが当該共同店舗において小売業に属する事業を営むこと。 (6) 当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が経済産業省令で定める面積以上であること。 2 法第4条第3項の政令で定める基準は、同項第2号に掲げる組合が作成する共同店舗等整備	

計画については、次のとおりとする。

- (1) 当該組合の組合員の数が経済産業省令で定める数以上であること。
- (2) 当該組合が中小小売商業者であること。
- (3) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。
- (4) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- (5) 当該組合が当該店舗を主として小売業に属する事業の用に供すること。
- (6) 当該店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が前項第6号の経済産業省令で定める面積以上であること。

3 法第4条第3項の政令で定める基準は、同項第3号に掲げる中小小売商業者が当該合併又は出資をしようとする他の中小小売商業者と共同して作成する共同店舗等整備計画及び同項第4号に掲げる会社が作成する共同店舗等整備計画については、次のとおりとする。

- (1) 当該合併若しくは出資をしようとし、又は当該出資をしている中小小売商業者の数が経済産業省令で定める数以上であること。
- (2) 出資により設立される会社又は法第4条第3項第4号に掲げる会社にあつては、中小小売商業者の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は中小小売商業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が10分の7以上であること。
- (3) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。
- (4) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- (5) 法第4条第3項第3号イに定める事業にあつては、同号イに規定する会社が当該店舗を主として小売業に属する事業の用に供すること。
- (6) 法第4条第3項第3号ロに定める事業又は同項第4号に定める事業にあつては、当該共同店舗が主として同項第3号ロに規定する会社若しくはその会社に出資しようとする中小小売商業者又は同項第4号に掲げる会社若しくはその会社に出資している中小小売商業者が営む小売業に属する事業の用に供されること。
- (7) 当該店舗又は共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が第1項第6号の経済産業省令で定める面積以上であること。

標準処理期間

30日

備考

設 定 年 月 日

令和4年4月1日

最終変更年月日

年 月 日

ID: 1636

担当部署: 商工観光課

処分の概要	商店街整備等支援計画の認定
法令名称 根拠条項	中小小売商業振興法 第4条第6項
法令番号	昭和48年法律第101号
【基準】 法第4条第6項並びに政令第7条及び第8条の規定による。 (高度化事業計画の認定等) 第4条 6 中小企業者が出資している会社であつて政令で定める要件に該当するもの(以下「特定会社」という。)若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人(以下「一般社団法人等」という。)又は特定会社を設立しようとする者は、商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者の経営の近代化を支援するため、共同店舗、アーケード、休憩所その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備等支援計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備等支援計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。 (特定会社の要件) 第7条 法第4条第6項の政令で定める要件は、中小企業者以外の会社(以下この条及び次条において「大企業者」という。)の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が2分の1未満であること(独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する場合にあつては、独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資後において、大企業者の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が2分の1未満となることが確実と認められること)とする。 (商店街整備等支援計画の認定の基準) 第8条 法第4条第6項の政令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。 (2) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。 (3) 法第4条第6項の特定会社が当該事業を実施する場合にあつては、次のいずれにも該当するものであること。 イ 当該特定会社に出資しようとし、又は出資している者の3分の2以上が中小企業者であること。 ロ 大企業者が当該特定会社の最大株主又は最大出資者とならないこと。 ハ いずれの大企業者についても、その所有に係る当該特定会社の株式の数の当該特定会社の発行済株式の総数に対する割合又はその当該特定会社への出資の金額の当該特定会社の出資の総額に対する割合が経済産業省令で定める割合未満であること。 (4) 共同店舗を設置する場合にあつては、次のいずれにも該当するものであること。 イ 当該共同店舗において事業を営む者の3分の2以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。	

ロ 当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が第4条第1項第6号の経済産業省令で定める面積以上であること。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1637

担当部署: 商工観光課

処分の概要	高度化事業計画変更の認定		
法令名称 根拠条項	中小小売商業振興法施行令 第9条第1項		
法令番号	昭和48年政令第286号		
【基準】 政令第9条第1項の規定による。 (認定計画の変更等) 第9条 法第4条第1項から第6項までの規定による認定を受けた者、同条第3項第3号イ若しくはロ若しくは第4項第2号に規定する会社又は同条第6項に規定する特定会社は、同条第1項から第6項までの規定による認定を受けた高度化事業計画(次項において「認定計画」という。)の変更をしようとするときは、当該変更が第2条から前条までに規定する要件に適合するものである旨の経済産業大臣(法第4条第4項又は第5項の規定による認定を受けた高度化事業計画の変更については、主務大臣)の認定を受けなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日